**申込期間　　令和　７年　５月１２日（月）　から**

**申込期間　　令和　７年　５月２６日（月）　まで**

**町営住宅入居者及び入居補欠者**

**対象住宅：屋代住宅（２ＤＫ・１ＤＫ）**

**高齢者世話付住宅**

**夫 婦 用**

**単身者用**

**※　抽選会は役場で行います。**

**※　抽選会への出欠は当落に関係ありません。**

**※　申込の時点で、町営住宅の待機者となっている場**

**合は待機を辞退したものとみなします。**

**※　申込書に記入する前に、必ずよく読んでください。**

**長泉町 建設計画課 管理指導チーム**

**〒411-8668　長泉町中土狩８２８番地**

**電話：０５５－９８９－５５２１**

１-１　募集する住宅

○ 町営屋代住宅　２ＤＫ

（１）場　　所　　駿東郡長泉町上長窪８１－１

（２）募集戸数　 １戸（２階）

（３）入居補欠者　公開抽選により入居者を決定し、次点者以下上位から入居補欠者

　　　　　　　　　として、空き室が発生したとき、順位に従い入居していただくこ

　　　　　　　　　ととなります。ただし有効期間は、入居者及び入居補欠者決定後

　　　　　　　　　１年間となります。

（４）家　　賃　　参考額：１７，９００円　～　２５，６００円

　　　　　　　　　　※参考額は、入居基準による入居当初の家賃。

　　　　　　　　　　　家賃は応対益型家賃となり入居者の収入や住宅から得る便益等

　　　　　　　　　　　により個別に異なります。

　（５）募集住戸の概要

　　　　　　　　　　屋代住宅　２ＤＫ　５４．２７㎡（バルコニー除く）

　　　　　　　　　　　ＤＫ（食事室兼台所）、和室、洋室、トイレ、

　　　　　　　　　　　浴室（ユニットバス）、洗面所、バルコニー、エレベーター有

　（６）その他　　　・２ＤＫは夫婦用の高齢者世話付住宅のため、一般世帯及び単身の方は入居できません。

・駐車場は1世帯あたり1台分のみ、使用料は月額3,000円です。

・平成13年供用開始

１-２　募集する住宅

○ 町営屋代住宅　１ＤＫ

（１）場　　所　　駿東郡長泉町上長窪８１－１

（２）募集戸数　 １戸（２階）

（３）入居補欠者　公開抽選により入居者を決定し、次点者以下上位から入居補欠者

　　　　　　　　　として、空き室が発生したとき、順位に従い入居していただくこ

　　　　　　　　　ととなります。ただし有効期間は、入居者及び入居補欠者決定後

　　　　　　　　　１年間となります。

（４）家　　賃　　参考額：１４，６００円　～　１７，０００円

　　　　　　　　　　※参考額は、入居基準による入居当初の家賃。

　　　　　　　　　　　家賃は応対益型家賃となり入居者の収入や住宅から得る便益等

　　　　　　　　　　　により個別に異なります。

　（５）募集住戸の概要

　　　　　　　　　　屋代住宅　１ＤＫ　４４．４１㎡（バルコニー除く）

　　　　　　　　　　　ＤＫ（食事室兼台所）、和室、洋室、トイレ、

　　　　　　　　　　　浴室（ユニットバス）、洗面所、バルコニー、エレベーター有

　（６）その他　　　・１ＤＫは単身者用の高齢者世話付住宅のため、一般世帯及び高齢者世帯の方は入居できません。

・駐車場は1世帯あたり1台分のみ、使用料は月額3,000円です。

・平成13年供用開始

２　入居時期

1. 入　居　者　　令和７年６月下旬～７月中旬ごろより入居可
2. 入居補欠者　　空室が発生したとき、入居補欠順位に従い入居していただきます。

３　申込受付期間

　　令和７年５月12日（月）から　令和７年５月26日（月）まで

　　午前８時３０分から午後５時１５分まで　　※土曜・日曜・祝日の受付は行いません。

４　申込方法

　　⑴　持参の場合　　所定の「町営住宅借受申込書」に必要事項を記入の上、長泉町役

　　　　　　　　　　　場建設計画課（庁舎西館３階）に申込書を提出してください。

　　⑵　郵送の場合　　所定の「町営住宅借受申込書」に必要事項を記入の上、長泉町役

　　　　　　　　　　　場建設計画課に申込書を郵送してください。

　　　　　　　　　　　※申し込み受付期間内の消印のあるものが有効です。

　　⑶　申　込　先　　建設計画課　管理指導チーム

　　　　　　　　　　　〒４１１－８６６８　　長泉町中土狩８２８番地

電話：０５５－９８９－５５２１　　担当：新谷、杉山

５　申 込 資 格

　　以下、⑴～⑺のすべての条件を満たす方が対象となります。

　　⑴　60歳以上であること。２ＤＫは夫婦であること。１ＤＫは単身者であること

　　⑵　申込者が長泉町内に住所又は勤務場所を有する方。

　　⑶　申込者の過去１年間の収入から算出した金額が、次の基準額を満たす方。

　　　　〔基準額〕

　　　　　　ア）裁量世帯 … 月額２１４，０００円以下

　　　　　　　　裁量世帯とは…高齢者のみの世帯、障害者世帯

　　　　　　※基準額については、６ページの“収入基準額の計算方法”を参照ください。

　　⑷　現に住宅に困窮していることが明らかな方。

　　⑸　市町村税を滞納していない方。（国民健康保険税、軽自動車税、住民税等）

　　⑹　申込者が、暴力団員でないこと。

　　⑺　長泉町高齢者世話付住宅への入居に関する要綱（平成13年３月21日告示第10号）第

　　　　３条に該当する方。

長泉町高齢者世話付住宅への入居に関する要綱（抜粋）

　第３条　シルバー住宅※に入居することができる者は、条例第６条に規定する

　資格を有し、申込日において60歳以上の単身者又は夫婦のみの高齢者世帯（夫

　婦のいずれか一方が60歳以上の世帯をいう）若しくは60歳以上の親族のみの世帯に属する者で、次の各号のいずれにも該当するものとする。

　　⑴　自炊が可能な程度の健康状態であるが、身体機能の低下等が認められ、

　　　　又は高齢等のため、独立して生活するには不安があると認められる者

　　⑵　住宅困窮度が高く、家族による援助が困難な者

※シルバー住宅とは高齢者世話付住宅のことです。

６　申込書の記入方法

　　⑴　所定の記入欄に必要事項をすべて記入してください。

　　⑵　自宅及び勤務場所の電話番号は、必ず記入してください。

　　　　また、現住所がアパート等の場合には、その建物の名称や部屋番号を必ず記入し

　　　　てください。

　　⑶　申込書の理由欄は該当するものを○印で囲み、その詳細な理由を簡潔明瞭に記入

　　　　してください。

７　入居者の決定方法

　　⑴　高齢者世話付住宅の入居を希望する方については、入居希望者の身体機能の状況

　　　を把握するため、別途聞き取り面接を行います。この聞き取り面接をお受けいただ

　　　けない場合は、審査が完了せず、抽選に臨んでいただくことができませんので、ご

　　　了承ください。面接の詳しい日時は、申し込み終了後通知します。

日時：後日連絡

場所：長泉町役場庁舎北館１階　相談室

　　　　◇面接の期日・場所

　　⑵　申込者の数が募集戸数を上回る場合は、公正を期すため抽選会を公開し、入居者

　　　を決定しますが、抽選会への出欠は当落に関係ありません。

　　　　また、併せて抽選結果の上位者から入居補欠順位を決定します。

　　なお、抽選結果は申込者全員へ郵送で通知いたします。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
|  |  | 日　時：令和７年６月10日（火） 10時00分～  場　所：長泉町役場４階 大会議室 |
| ◎公開抽選になった場合 |
|  |

　　⑶　抽選の結果はあくまで仮当選とし、その後の実情調査により、入居資格に該当し

　　ない場合や、提出書類に虚偽等が認められた場合には入居を取り消します。

　　　（その際の再抽選は行わず、入居補欠順位に従い繰上げで入居者を決定します。）

８　仮当選者決定後

　　⑴　所定の「町営住宅入居申込書」に必要事項を記入の上、必要な添付書類（８ペー

　　　　ジに記載）を添えて提出していただきます。

８－Ａ　連帯保証人及び身元引受人

　　　　入居決定者は、町営住宅への入居に際し連帯保証人及び身元引受人を選任してい

　　　　ただきます。

　　　　連帯保証人は、入居決定者と同程度以上の収入を有する者で、入居者が万一家賃

　　　　等を滞納したり、法令等に違反した場合、入居者に代わって一切の債務責任を負

　　　　っていただきますので、この点を連帯保証人になられる方に説明してください。

　　　　連帯保証人は、原則として町内に在住で持ち家の方としてください。

　　　　身元引受人は、連帯保証人が兼ねることもできますが、できるだけ別の方をお願

　　　　します。身元引受人は、入居者が日常生活を営むことが困難となった場合に、そ

　　　　の身元を引き受ける方となります。指定期日までに身元引受人選任届を提出して

　　　　いただきます。

８－Ｂ　敷金と請書（賃貸借契約書）

　　　　⑴　入居決定の場合は、家賃３か月分に相当する額を「敷金」として、入居決定

　　　　　　後１０日以内に納入していただきます。

　　　　⑵　入居決定者は、連帯保証人の自署した請書３部に各々の印鑑証明書を添えて

　　　　　　入居決定後１０日以内に提出していただきます。

　　　　　　請書…賃貸借契約となるものです。

　　　　⑶　敷金の入金、請書の提出が入居決定後１０日以内に行われない場合は、入居

　　　　　　の決定を取り消すことになります。

９　その他

　　⑴　申込書、その他の提出書類はお返ししません。

　　⑵　入居後は「家賃」「駐車場使用料」のほかに、「生活援助員派遣費負担金」の納入

　　　が義務付けられますので、ご承知おきください。この負担金についてもそれぞれの

　　　所得に応じて変動します。

　　⑶　町営住宅には、入居者用の駐車場が１世帯あたり１台分しかありません。２台以

　　　上は駐車できませんので、ご注意ください。

収入基準額の計算方法

　この表の空欄に、所得等の金額を入れて算出した収入基準額が、一般世帯の場合158,000円以下、裁量世帯の場合214,000円以下ならば入居資格があります。申込みをされる前に必ず御確認ください。

当選しても、この収入基準額を超えていた場合、入居者の資格を満たさず、失格となります。

　　　氏　名　　　　　　　　　　所　得　金　額　　　　　　　※１　特別控除等

Ａ＋Ｂ＋Ｃ

ａ

本　　　人

　　　　　　　　　　　 －　　　　　　　　　　　　　　　　 　＝

＊

Ａ＋Ｂ＋Ｃ

ａ

＊

　　　　　　　　　　　÷　１２　＝　　　　　　　　　　　　　　**収入基準月額（円)**

　※１　特別控除等　　　　一般障害者　　　　　　　人数×270,000円　（Ａ）

　　　　　　　　　　　　　特別障害者　　　　　　　人数×400,000円　（Ｂ）

　　　　　　　　　　　　　寡婦　　　　　　　　　　人数×270,000円　（Ｃ）

※記入例は次頁参照

収入基準額の計算方法（例）

　　本人　　長泉　太郎　　６８才　　　年金を含む所得　　１，５００，０００円

　　　氏　名　　　　　　　　　　所　得　金　額　　　　　　　　特別控除等

　なし

　１，１５０，０００円

　長泉　太郎

１，５００，０００円

　　　　０円

１，５００，０００円

　　　　　　　　　　　－　　　－　　　　　　　　　　　　　　＝

９５，８３３円

１，５００，０００円

　　　　　　　　　　　　　　　÷　１２　＝　　　　　　　　　　　　　　収入基準月額（円)

控除の説明

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 控除の種類 | | 控除対象者 | 控除額 |
| 給与所得・雑所得の控除 | | 入居者又は同居者のうち給与所得又は公的年金等に係る雑所得を有する者 | 歳だ10万円／人 |
| 同居及び扶養親族控除 | | 次のいずれかに該当する方  ・同居する親族（本人を除く）  ・同居しないが所得税法上の扶養親族 | ３８万円×人数 |
| 特別控除 | 老人控除対象配偶者控除 | 控除対象配偶者で、７０歳以上の方 | １０万円×人数 |
| 老人扶養控除 | 扶養親族で、７０歳以上の方 |
| 特定扶養控除 | 配偶者を除く扶養親族で、１６歳以上２３歳未満の方 | ２５万円×人数 |
| 障害者控除 | 次のいずれかに該当する方  ⑴身体障害者手帳の交付を受けている方  ⑵戦傷病者手帳の交付を受けている方  ⑶知的障害者更生相談所等により知的障害と判定された方  ⑷精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている方など | ２７万円×人数 |
| 特別障害者控除 | 次のいずれかに該当する方  ⑴身体障害者手帳の交付を受けている方で１級または２級に該当する方  ⑵戦傷病者手帳の交付を受けている方で特別項症から第３項症までに該当する方  ⑶知的障害者更生相談所等により重度の知的障害と判定された方  ⑷精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている方で１級に該当する方など | ４０万円×人数 |
| 寡婦控除  （女性のみ） | ＊結婚歴があり、夫と死別又は離婚している方  ＊夫と離婚し、現に婚姻関係に当たらないこと（事実婚ＮＧ）  ＊合計所得金額が５００万円以下であること | ２７万円×人数 |
| ひとり親控除  （男女問わない） | ＊現に婚姻関係に当たらないこと（事実婚ＮＧ）  ＊総所得金額等が４８万円以下の生計を一にする子がいること  ＊合計所得金額が５００万円以下であること | ３５万円×人数 |

※記入例は前頁参照

**仮当選後の入居申込書に添付する必要書類**

●　下記の書類は、申込みの時点では用意していただく必要はございません。仮当選となった方にご用意いただくものです。

１　住民票　　　＊　申込み者のもの。

　［窓口：］　　＊　住民票の交付を申請するときは、「本籍地記載・世帯主および

　　　　　　　　　　　　世帯主との続柄を記載したもの」と申し出てください。

　　　　　　　　　　　※　証明書交付にかかる手数料は申込者の負担となりますことを

　　　　　　　　　　　　ご了承ください。

２　完納証明書　　　＊　市町税（国民健康保険税、軽自動車税、住民税等）の証明書。

　［窓口：税務課］　　※　証明書交付にかかる手数料は申込者の負担となりますことを

　　　　　　　　　　　　ご了承ください。

３　所得を証明する書類

　①　源泉徴収票　　＊　令和５年分のもの

　　　　　　　　　　　　　　　　（給与所得者及び年金受給者の方。）

　②　確定申告書の写し　　＊　令和５年分のもの

③　課税証明書　　＊　令和６年度分（住民窓口課で発行します）

　※所得を証明する書類は、上記①～③のうちどちらか一つで構いません。

４　収入証明書　　　＊　令和６年１月１日以降に勤務先を変更又は新しく就職された

　　　　　　　　　　　　方は、申込書内の「収入証明書欄」に、現勤務先の支払証明（給

　　　　　　　　　　　　与明細等でも可）が必要になります。

５　退職証明書　　　＊　令和６年１月１日以降に勤務先を退職して、新たに就職して

　　　　　　　　　　　　いない方は、退職証明書あるいは離職票等（元勤務先で発行。）

　　　　　　　　　　　　が必要です。

６　健康保険証の写し　　　＊　申込者のもの。（夫婦の場合、それぞれの保険証）

７　その他（該当する方のみ）

　　　　　　　　　　　＊　年金受給者証、在勤証明書（町外にお住まいの方）、生活保護

　　　　　　　　　　　　受給証明、障害者手帳の写し等。